住宅着工統計 用語の定義

<新設住宅の資金>

民間資金住宅

民間資金のみで建てた住宅。

公営住宅

公営住宅法に基づいて、地方公共団体が国から補助を受けて建てた住宅及び住宅地区改 良法により建てた住宅。

住宅金融支援機構住宅

住宅金融支援機構から融資を受けて建てた住宅(融資額の大小に関係なく一部でも住宅 金融支援機構の融資を受けて建てた場合を含む)

都市再生機構住宅

都市再生機構が分譲または賃貸を目的として建てた住宅。

その他

民間、公営、住宅金融支援機構、都市再生機構以外の住宅で、厚生年金の還元融資として都道府県から融資を受けて建てた住宅。 上記以外に国又は地方公共団体から補助又は融資を受けて建てた住宅。国が国家公務員の住むため又は都道府県若しくは市町村等の地方公共団体がその地方公務員のために建てた住宅。政府関係機関がその職員のために建てた住宅等及びその他の住宅。

<住宅の建築工法>

在来工法

プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいう。

プレハブ工法

住宅の主要構造部の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の部材を機械的方法で大量に工場生産し、現場において、これらの部材により組立建築を行うことをいう。

枠組壁工法

ツーバイフォー工法住宅をいう。

<利用関係>

持 家

建築主が自分で居住する目的で建築するもの。

貸家

建築主が賃貸する目的で建築するもの。

給与住宅

会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの。

分譲住宅

建て売り又は分譲の目的で建築するもの。

マンション

利用関係別が分譲住宅のうち、建て方別(共同住宅)かつ構造(鉄骨鉄筋コンクリート +鉄筋コンクリート+鉄骨)の統計をいう。

<建て方>

一戸建

1つの建物が1住宅であるもの。

長屋建

2つ以上の住宅を1棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口を有しているもの。「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。

共同住宅

一つの建築物 (1棟) 内に2戸以上の住宅があって、広間・廊下若しくは階段等の全部 又は一部を共有するもの。

<構 造>

木 造

主要構造部(建築基準法第2条第5号の定義による。以下同じ。)が木造のもの。(木造モルタル途、土蔵造を含む。)

鉄骨鉄筋コンクリート造

主要構造部が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造。

鉄筋コンクリート造

主要構造部が型わくの中に鉄筋を組みコンクリートを打込んで一体化した構造。

鉄骨造

主要な骨組が鉄骨造又はその他の金属で造られたもの。(鉄骨をリブラスしてあるもの、 軽量鉄骨造も本分類に含む。)

コンクリートブロック造

鉄筋で補強されたコンクリートブロック造のもの。(外壁ブロック造も本分類に含む。)

その他

石造、れん瓦造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。

<住宅の種類>

専用住宅

専ら居住の目的だけのために建築するもので、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務 の用に供する部分がないもの。

併用住宅

住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分があって居住部分と機能的に 結合して1戸をなしているもので、居住部分の床面積の合計が建築物の床面積の合計の 5分の1以上のもの。

その他の住宅

工場、学校、官公署、旅館、下宿、浴場、社寺等の建築物に附属して、これらと結合(1つの建築物(棟)又は棟続き)している住宅とする。ただし、併用住宅と判別し難い場合はその居住部分の床面積の合計が、その建築物の床面積の合計の5分の1未満のものをその他の住宅とする。

*この「住宅着工統計」は、建築基準法第15条第1項の規定により、建築主からの届け出を基に集計したものである。